

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 令和5年6月

| 番号 | 事業概要・事業主体等 | 事業の進捗状況 | 事業採択時の状況及び社会情勢の変化等 | 事業効果 | 環境への配慮 事業を中止した場合の影響 | 今後の県の方針案 |
|----|---|--|---|--|--|--|
| | (事業概要) (事業主体の根拠) | (事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み) | (事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度) | (費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果) | (生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響) | (継続・中止) |
| 12 | <p>(事業名・地区) 湯谷川 大規模特定河川事業</p> <p>(事業位置) 出雲市国富町、西平田町、平田町、灘分町、西代町、美談町 市内</p> <p>(事業費) 22,875,000 千円</p> <p>(事業概要) 延長 L=7,550m 築堤、護岸、掘削、樋門、橋梁、堰</p> <p>(事業主体の根拠) 河川法第9条2項</p> <p>(再評価区分) ④再評価実施後5年経過し継続中</p> <p>(担当部課名) 土木部河川課</p> | <p>(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度:1968(S43)年度 用地着手年度:1968(S43)年度 工事着手年度 1968(S43)年度 完了予定年度:2047(R29)年度 経過年数:56年</p> <p>(進捗状況と今後の見込み) 令和5年当初までの事業費で進捗率を記載 進捗率:66% 用地:82% 工事:50%</p> <p>令和29年度完了予定</p> | <p>(事業導入の経緯・目的) 湯谷川の流域は地盤が低く、河川勾配も緩やかで、宍道湖の影響を受けやすく、浸水被害の常襲地区であり、昭和39年7月洪水を契機として、昭和43年より河川改修に着手した。</p> <p>(事業を取り巻く社会情勢) 当流域は、中心地域で都市計画街路事業が実施されるなど、安全な治水環境の実現が必要不可欠な状況となっている。 ソフト対策として、島根県水防情報システムにより雨量、水位や河川カメラ映像を配信し、防災意識の向上を図っている。</p> <p>(事業に対する地元情勢・計画の熟度) 改修工事により下流地域は浸水被害が減少したものの、中・上流地域は現況流下能力が著しく低く、市街化の進展などによって、これまで以上に浸水被害が頻発しており、改修工事の早期実施に強い要望がある。</p> | <p>(費用対効果) b/c=5.20</p> <p>(コスト削減・代替案等) 残土の有効利用によるコスト削減に努める。</p> <p>(その他の効果) 特記事項なし。</p> | <p>(生活環境・自然環境への影響) 環境配慮の取組状況 ・共通配慮事項 別添『取組シート』のとおり</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 改修の既成区間は延長で約5割であるが、これまでは下流の水田地帯が主であり、中・上流部の市街地区間は流下能力が低いため洪水被害が頻発する可能性がある。</p> <p>・浸水被害履歴 S39、40、46、47、50、56 H5、7、8、9、13、17、18、 H23、25、R3</p> | <p>(方針案) 継続</p> <p>(継続・中止の理由) 現況流下能力が著しく低く、浸水被害の解消が図れないことから、治水対策を継続することは必要である。</p> |

湯谷川 大規模特定河川事業

河川概要

平田船川支川の湯谷川流域は地盤が低く、河川勾配も緩やかで宍道湖の影響を受けやすく、浸水被害の常襲地区ある。上流部は河積不足による溢水により、床下浸水被害及び国道431号の冠水被害、一畑電車への被害がたびたび生じている。

昭和39年7月洪水を契機として、昭和43年より河川改修に着手した。

事業概要

1. 近年大きな被害をもたらした平成9年7月と同規模の洪水をよる家屋浸水被害の防止するため、拡幅・掘削などの河道改修を行う
2. 都市計画街路事業の進展に併せ、河川環境に配慮した親水利用の実現を図る

